

福島再生加速化交付金制度要綱

	平成 26 年 2 月 28 日
一部改正	平成 27 年 4 月 15 日
一部改正	平成 28 年 12 月 19 日
一部改正	平成 29 年 3 月 31 日
一部改正	平成 30 年 3 月 30 日
一部改正	平成 31 年 4 月 1 日
一部改正	令和 3 年 4 月 1 日

福島再生加速化交付金について、基本的な枠組みを定める。

第 1 福島再生加速化交付金の目的

福島再生加速化交付金は、地方公共団体が第 3 に規定する交付対象項目ごとの対象事業から自主的に事業を選択して作成した交付対象項目ごとの事業計画（以下「各事業計画」という。）に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付することにより、地域の実情に即した事業の的確かつ効率的な実施を図ることを目的とする。

第 2 定義

福島再生加速化交付金とは、各事業計画に基づく事業又は事務の実施に要する経費に充てるため、国が交付する交付金をいう。

第 3 交付対象項目

交付対象項目は、次に掲げるものとし、交付対象項目ごとに別途実施要綱を定めるものとする。

- 1 帰還・移住等環境整備
- 2 長期避難者生活拠点形成
- 3 福島定住等緊急支援
- 4 道路等側溝堆積物撤去・処理支援
- 5 原子力災害情報発信等拠点施設等整備
- 6 既存ストック活用まちづくり支援
- 7 浜通り地域等産業発展環境整備事業
- 8 水産業共同利用施設復興促進整備事業

第4 交付対象事業

交付対象事業は、実施要綱中に規定する事業のうち、各事業計画に記載されたものをいう。対象事業ごとの要件等は、交付対象項目ごとに定める実施要綱及び当該の対象事業を所管する大臣等が定める交付要綱等に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年2月28日から施行し、平成25年度補正予算第1号から適用する。

(旧要綱の廃止等)

- 2 長期避難者生活拠点形成交付金制度要綱（平成25年5月15日付け、復本第839号・警察庁甲官発第170号・25文科政15号・厚生労働省発会0515第24号・25農振第397号・国官会第345号通知。）及び福島定住等緊急支援交付金制度要綱（平成25年4月1日付け、復本第506号・24文科政第82号・国官会第3663号通知。）（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の旧要綱に基づく平成25年度当初予算に係る国の交付金の交付については、なお従前の例による。
- 4 前項に定めるもののほか、旧要綱の適用に関し必要な経過措置は、実施要綱で定める。

附 則（平成27年4月15日）

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月15日から施行する。

附 則（平成28年12月19日）

(施行期日)

この要綱は、平成28年12月19日から施行する。

附 則（平成29年3月31日）

(施行期日)

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日）

（施行期日）

この要綱は、平成 30 年 3 月 30 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日）

（施行期日）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日）

（施行期日）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。